

令和 7 年度 定期監査実施計画

令和 7 年 3 月 1 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査については、世田谷区監査基準（令和 2 年 2 月 1 3 日監査委員決定）及び令和 7 年度監査基本計画（令和 7 年 3 月 1 0 日監査委員決定）に基づき、以下のとおり実施する。

1 監査の対象

監査の対象部局は、次のとおりとする。

- （1）区長部局
- （2）教育委員会事務局
- （3）区議会事務局
- （4）選挙管理委員会事務局
- （5）農業委員会
- （6）監査事務局

なお、区長部局及び教育委員会事務局の監査の対象となる施設等は、別紙 1 のとおりとする。

2 監査の範囲

- （1）令和 6 年度における財務事務及びその他の事務の執行
- （2）令和 7 年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

3 実施期間

監査は、令和 7 年 5 月から同年 1 1 月までの間に実施する。

4 実施日程・場所

監査を実施する日程及び場所は、別紙 2 のとおりとする。

5 実施方法

- （1）監査委員による監査

監査資料に基づき、対象部局から事情聴取を行う。

- （2）事務局による監査

監査資料等に基づき調査、検証を行うとともに、対象部局から事情聴取を行う。

6 着眼点

監査の着眼点は以下のとおりとする。

- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施する。
- (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施する。
- (3) 前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施する。

7 監査資料

監査対象部局から提出を求める監査資料に関しては、別に定める。

8 監査結果

監査の結果については、監査終了後、速やかに定期監査報告書として決定し、これを関係機関に提出するとともに、公表する。

9 その他

実施日程・場所については、変更する場合がある。